

成29年1月30日

## 公募による第1回第六種優先株式発行に関するお知らせ

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成28年12月28日付の「公募による第1回第六種優先株式の発行並びに第四種優先株式（自己株式）の取得及び消却並びに資本金及び準備金の減少に関するお知らせ」にてお知らせしていました第1回第六種優先株式の発行について、本日、払込手続きが完了いたしましたのでお知らせいたします。

また、本日、公募による第1回第六種優先株式発行に係る払込手続きが完了したことに伴い、上記プレスリリースにてお知らせいたしました資本金及び準備金の減少の効力が発生しましたので、併せてお知らせいたします。

平成28年10月21日付の「第1回第六種優先株式発行の発行登録に関するお知らせ」にてお知らせした第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録につきましても、本日、発行登録取下届出書を提出し、発行登録の取下げを行いましたので、あわせてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

以上



平成 29 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード：8337 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長  
神田 泰光  
電話 (043) 243-2111 (大代表)

公募による第1回第六種優先株式発行の払込完了並びに  
資本金及び準備金の減少の効力発生に関するお知らせ

平成 28 年 12 月 28 日付の「公募による第1回第六種優先株式の発行並びに第四種優先株式（自己株式）の取得及び消却並びに資本金及び準備金の減少に関するお知らせ」にてお知らせしていましたが第1回第六種優先株式の発行について、本日、払込手続きが完了いたしましたのでお知らせいたします。

また、本日、公募による第1回第六種優先株式発行に係る払込手続きが完了したことに伴い、上記プレスリリースにてお知らせいたしました資本金及び準備金の減少の効力が発生しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 公募による第1回第六種優先株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 1 月 30 日 (月)
(2) 発 行 新 株 式 数	第 1 回第六種優先株式 600,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 19,200 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	11,520,000,000 円
(5) 増 加 する 資 本 金 の 額	5,760,000,000 円 (1 株につき 9,600 円)
(6) 増 加 する 資 本 準 備 金 の 額	5,760,000,000 円 (1 株につき 9,600 円)

2. 資本金及び資本準備金の額の減少について

(1) 減 少 する 資 本 金 の 額	5,760,000,000 円
(2) 減 少 する 資 本 準 備 金 の 額	5,760,000,000 円

(注) 上記 1 に記載の公募による第1回第六種優先株式発行により増加する資本金及び資本準備金と同額の資本金及び資本準備金の減少並びにその他資本剰余金への振り替えの効力が、本日付で発生しております。

以 上



平成29年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード：8337 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長  
神田 泰光  
電話 (043) 243-2111 (大代表)

### 第1回第六種優先株式発行に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

当行は、平成28年10月21日付の「第1回第六種優先株式発行の発行登録に関するお知らせ」にてお知らせした第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録につきまして、本日、発行登録取下届出書を提出し、発行登録の取下げを行いましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取下げた発行登録の概要

- (1) 発行登録書提出日 平成28年10月21日(金)  
(注)本発行登録について、平成28年12月28日付にて訂正発行登録書、平成29年1月12日付にて発行登録追補書類を提出しております。
- (2) 募集有価証券の種類 第1回第六種優先株式
- (2) 発行登録書提出先 関東財務局
- (3) 発行予定期間 発行登録の効力発生日(平成28年10月29日)から1年を経過する日(平成29年10月28日)まで
- (4) 発行予定額 12,000,000,000円を上限とします。  
(注)下記2.に記載の通り、12,000,000,000円(発行価格の総額)の募集を実施しました。

#### 2. 発行登録による第1回第六種優先株式の発行実績

発行価格の総額 12,000,000,000円

(注)発行価格の総額であり、実際に当行に払い込まれた額である発行価額(会社法上の払込金額)の総額とは異なります。

#### 3. 発行登録の取下げ理由

発行登録により予定しておりました第1回第六種優先株式の募集が終了し、本日、払込手続きが完了したため(詳細については、本日付の「公募による第1回第六種優先株式発行の払込完了並びに資本金及び準備金の減少の効力発生に関するお知らせ」をご参照ください。)、平成28年10月21日付発行登録書の取下げを行っております。

以 上